

サービスのご利用方法

- (1) まずはケアマネジャーまたは当事業所にご相談ください。
- (2) かかりつけ医師の“診療情報提供書”が必要です。
- (3) 介護保険の場合は、ケアマネジャーの居宅サービス計画が必要です。

